

## 健康保険組合で実行する安全管理対策

健康保険組合では、個人情報保護ポリシーに基づき、個人情報保護管理責任者を任命し、個人情報保護管理規程を定めて個人情報の保護に万全を期します。

1	<b>「システム等運用管理規程」において</b> 組合の業務を取り扱うシステム及び個人情報等を含むデータの安全かつ合理的な運用及び適正な管理を図るとともにデータの漏えい、滅失、き損等の防止を図るために必要な事項を定めています。
2	<b>「機密文書管理規程」において</b> 組合で取り扱う文書のうち、特に機密性の高い文書の適正な管理を図ることを目的として定めています。
3	個人情報を取り扱う人的管理として、職務規程<就業規則>の整備、採用時契約における守秘義務の明確化、退職後の秘密保持継続等の規程を整備します。加えて、役職員に対する継続的な教育・研修を実施して個人情報保護の認識高揚を図ります。
4	個人情報を保護する物理的安全管理措置として健康保険組合事務所の入退室管理、施錠、事務ロッカーの施錠、事務機の整理等細部にいたる点検を行います。
5	個人情報保護管理責任者のもとに組織・体制を整備して個人情報保護が継続して徹底することを図ります。また、万一が個人情報漏洩時の対処法等も整備して、被害の拡大を防ぎます。